

# 「人身売買」の定義再考にむけて

——「いわゆる人身売買」と労働搾取問題

佐々木 綾子

---

はじめに

- 1 戦後日本における「いわゆる人身売買」について
- 2 「ジャバゆきさん」への対応
- 3 不当雇用状況における「訓練」と「教育的効果」

おわりに

はじめに

近代以降の日本において、「人身売買」すなわち「対価を授受して人身ないしは人法的支配権を相手方に移転する」(牧 1971: 7) という行いは、公娼制度や年期奉公、あるいは職工や女工の募集などにも見られるように、前借金による拘束を伴う雇用の問題として社会問題化されてきた。牧によれば、日本における「人身売買」の歴史は古く、最初に記述された史料は日本書紀にまで遡る(牧 1971: 2-3) が、新しく外国との接触が始まるたびにその慣行の問題性を指摘されるなど、日本側の対応の必要性が生じ、時の権力はその時々で対応を行ってきたという。各時期の権力は「人身売買」の禁止を繰り返してはきたが、それは支配体制の確立や治安の維持に関する限りにおいてであり、人権思想に基づくものではなかった(牧 1971: 214)。

戦後、1948年の12月に栃木県における戦災孤児の売買事件が新聞紙上で明るみに出たことを発端として、潜在化していた同様の事件が問題化されるようになり、1952年には、内閣の中央青少年問題協議会が中心となって「児童をして、その福祉に反するような労務、または不当な人身の拘束を伴う労務を提供させ、その対価として金銭・財物・その他を給付することを内容とする契約・またはこれをあっせんする行為」として「いわゆる人身売買」を定義した(労働省婦人少年局 1953: 10)。なお、警察庁では、客体を児童に限定せず、「又は18歳以上の婦女をしてその意に反して売春を業とさせ」という一節を協議会の定義に加えている(牧 1971: 221)<sup>(1)</sup>。

1980年代以降の日本においては、主にアジアからの「ジャバゆきさん」たちの強制売春・管理売

---

(1) 牧は、「いわゆる人身売買事件の被害者の就業業務をみれば売春関係が圧倒的に多かった」(牧1971: 221)として、警察庁が児童のみでなく18歳以上の婦女についても人身売買の客体として加えたことを説明している。

春の状況を表す用語として「人身売買」が用いられるようになり<sup>(2)</sup>、それは売春や性産業において拘束され、性的な搾取を受けることと同義であるかのように使用されるようになった。しかしながら、2004年に打ち出された「人身取引対策行動計画」以降、traffickingの政府公式訳が「人身取引」となり、性的搾取のみならず労働搾取という形態を取る人身取引被害者の問題が日本においても注目を集めているなかでは、中央青少年問題協議会が最初に定義した「いわゆる人身売買」とは、年少者の「不当雇用慣行」<sup>(3)</sup>についてであり、売春や性風俗産業の女性が強制売春等の性的な被害を受けることに特化したものではなかったことを改めて確認するとともに、しかしどのようにして、売春や性風俗産業以外での「不当雇用慣行」がその後「人身売買」として言及されなくなったのかを明らかにしておく意義があるように思われる。

本稿では、戦後の日本社会において「人身売買」がどのように対応されてきたのかを概観し、現在、人身取引の一形態としても捉えられている外国人研修・技能実習制度や労働搾取の形態をとる「人身売買」が、近年まで日本社会のなかでそのように認識されにくかった背景を考察する。

## 1 戦後日本における「いわゆる人身売買」について

### 1) 地方における特殊雇用慣行

日本社会における人身売買的な慣行については、地方色を持つものが多い。労働省婦人少年局(1953:38-53)は、漁村、農村、その他における特殊雇用慣行としてそのいくつかを紹介している。例えば漁村については、山形県の飛島で行われてきた「南京小僧」と呼ばれる男の子の養子制度で、小学校5、6年生くらいまでの貧児、私生児、孤児を北海道沖の鱈漁業に乗りくませる労力とするためのものが記されている。南京小僧たちは学校に通わせてもらえず、外出や帰省を拒まれ、労働時間も相当なものであった。1950年当時、これに該当する者は55名おり、18歳未満の者には里親制度が適用されていたが、数え年21歳で解放された後にはその地に留まらず、北海道か樺太に移住していったという(労働省婦人少年局 1953:40)。また、山口県の情島では、沖で魚を一本釣りするときに漁船が潮流に流されて網代をはなれるので、これをはずさないように舵をあやつって漁船の位置を適当にたもつ役目をさせるために、愛媛や広島などの貧困家庭の子供たちを雇う慣行があり、これを「梶子制度」と呼んでいた<sup>(4)</sup>。1948年の調査の際には、広島や長崎の戦災孤児を含め、50名の梶子が各地の養護施設から雇われていたという(労働省婦人少年局 1953:43-44)。これらの漁

---

(2) 例えば、1987年9月8日の『エコノミスト』(pp.46-49)には、「現代の人身売買ジャパゆきさん」として、当時「ジャパゆきさん」たちのシェルターとしての機能を果たしていた「女性の家HELP」のデレクターに対するインタビュー記事が掲載されている。

(3) 労働省の報告書には「いわゆる人身売買」とは、労働関係官庁で称する「不当雇用慣行」のことだとの記載がある(労働省婦人少年局 1955:101)。労働省婦人少年局では、1950年から「いわゆる人身売買」の実態を調査しているが、年少者の「不当雇用慣行」として、東北(53年)、九州(54年)、関東甲信越(55年)、中国四国(56年)、近畿(57年)において調査を実施し、いずれも翌年に報告書を発行している。

(4) 本庄しげ子は、『人身売買-売られゆく子供たち』のなかで、梶子の経験する悲惨な状況について詳述している(本庄 1954)。

表1 年齢別被害者数

| 年齢    | 1950年以前 |        | 1950年1月-6月 |        | 1950年7月-1951年6月 |       | 合計    |        |
|-------|---------|--------|------------|--------|-----------------|-------|-------|--------|
|       | 人       | %      | 人          | %      | 人               | %     | 人     | %      |
| 10歳未満 | 1       | 0.3%   | 3          | 0.4%   | 2               | 0.1%  | 6     | 0.2%   |
| 10歳   | 5       | 1.7%   | 2          | 0.3%   | 0               | 0.0%  | 7     | 0.3%   |
| 11歳   | 7       | 2.4%   | 5          | 0.7%   | 5               | 0.3%  | 17    | 0.6%   |
| 12歳   | 16      | 5.5%   | 11         | 1.5%   | 6               | 0.4%  | 33    | 1.3%   |
| 13歳   | 17      | 5.9%   | 13         | 1.7%   | 27              | 1.7%  | 57    | 2.2%   |
| 14歳   | 38      | 13.1%  | 37         | 4.9%   | 33              | 2.1%  | 108   | 4.1%   |
| 15歳   | 32      | 11.1%  | 81         | 10.7%  | 100             | 6.3%  | 213   | 8.1%   |
| 16歳   | 37      | 12.8%  | 104        | 13.8%  | 151             | 9.6%  | 292   | 11.1%  |
| 17歳   | 23      | 8.0%   | 84         | 11.1%  | 199             | 12.6% | 306   | 11.7%  |
| 18歳以上 | 81      | 28.0%  | 341        | 45.2%  | 744             | 47.1% | 1,166 | 44.5%  |
| 不明    | 32      | 11.1%  | 73         | 9.7%   | 312             | 19.8% | 417   | 15.9%  |
| 合計    | 289     | 100.0% | 754        | 100.0% | 1,579           | 100   | 2,622 | 100.0% |

出典：労働省婦人少年局編（1953）『年少者の特殊雇用慣行－いわゆる人身売買の実態－』p.111，表15表。なお、表の項目，体裁や%表示の追加について筆者が改変を行った。

村で労力として雇用され、搾取されてきたのは、その性格から男児が圧倒的に多かった。

一方、農村においては前借金の年奉公が慣行として行われており、栃木県の「桂庵小僧」「年期っ子」「国者」、青森県に主として伝わってきた「借子制度」や岩手県および青森県の「名子制度」などが挙げられる（労働省婦人少年局 1953：45-49）。さらには、栃木県の紡績奉公、愛媛県から県外への行商などの特殊雇用慣行も紹介されており、1953年当時の労働省では、あらゆる地域における様々な形態の人身売買的慣行が、戦後世間の注目を集めた「いわゆる人身売買」の素地をつくりだしてきたものであるとして位置付けている。

## 2) 「いわゆる人身売買」の被害者

労働省婦人少年局では、1948年末から1951年6月までの2年半の間に、「いわゆる人身売買」に関する3回の調査を実施している。年齢別にみると、18歳未満の児童のなかでは17歳が最も多いが、10歳未満も計6名いる。一方、18歳以上の被害者は合計で1,166名おり、18歳未満の児童総数を上回る数となっている（表1）。

他方、労働基準局の調べによって、1949年1月から1951年12月までの3年間で発見された2,480名の被害者について、年齢別・職業別に分けたものが表2である。表2からみると、女性の被害者の割合は約8割に上っており、形態別にみて「接客業」及び「女中」では100%、「紡織業」や「子守」においても8割弱から9割以上を占めているが、「農業」「店員」「その他」では、男性被害者の方が多くなっていることが分かる。全体としては、女性被害者の多さから、「接客業」及び「紡織業」が被害形態として3割強を占めているが、「農業」についても2割程度あることを見落としてはならない。

もともと1950年以前の被害は「農業」におけるものが65%、「売春婦」として見つかったのはわずか1.4%であった（労働省婦人少年局 1953：74）。そして、中央青少年問題協議会が青少年保護育成の運動において「いわゆる人身売買」の問題を年少者の人権擁護推進のために取上げたのは、主に1950年以前の統計実態に拠っていた。つまり、「いわゆる人身売買」は、当初から売春をはじめとする「接客業」における女性のみを対象として問題化され、対処されようとしていたわけではなかつ

表2 被害者の年齢及び職種別内訳（1949年1月－1951年12月）

| 性別 | 職種      |        | 接客業   | 紡織業   | 農業     | 女中    | 子守    | 店員    | その他    | 計      |
|----|---------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
|    | 年齢      |        |       |       |        |       |       |       |        |        |
| 男  | 15歳未満   |        | 0     | 3     | 21     | 0     | 12    | 0     | 1      | 37     |
|    | 15歳-18歳 |        | 0     | 14    | 108    | 0     | 0     | 4     | 15     | 141    |
|    | 18歳以上   |        | 0     | 30    | 188    | 0     | 0     | 1     | 111    | 330    |
|    | 計       | 人      | 0     | 47    | 317    | 0     | 12    | 5     | 127    | 508    |
| %  |         | 0.0%   | 9.3%  | 62.4% | 0.0%   | 2.4%  | 1.0%  | 25.0% | 100.0% |        |
| 女  | 15歳未満   |        | 1     | 9     | 11     | 1     | 22    | 0     | 1      | 45     |
|    | 15歳-18歳 |        | 57    | 199   | 69     | 17    | 12    | 2     | 5      | 361    |
|    | 18歳以上   |        | 765   | 559   | 126    | 53    | 11    | 2     | 50     | 1,566  |
|    | 計       | 人      | 823   | 767   | 206    | 71    | 45    | 4     | 56     | 1,972  |
| %  |         | 41.7%  | 38.9% | 10.4% | 3.6%   | 2.3%  | 0.2%  | 2.8%  | 100.0% |        |
| 合計 | 18歳未満   |        | 58    | 225   | 209    | 18    | 46    | 6     | 22     | 584    |
|    | 18歳以上   |        | 765   | 589   | 314    | 53    | 11    | 3     | 161    | 1,896  |
|    | 計       | 人      | 823   | 814   | 523    | 71    | 57    | 9     | 183    | 2,480  |
|    |         | %      | 33.2% | 32.8% | 21.1%  | 2.9%  | 2.3%  | 0.4%  | 7.4%   | 100.0% |
|    | 女性%     | 100.0% | 94.2% | 39.4% | 100.0% | 78.9% | 44.4% | 30.6% | 79.5%  |        |

出典：労働省婦人少年局編（1953）『年少者の特殊雇用慣行－いわゆる人身売買の実態－』p.111, 表16表。なお、表題，表の体裁や%表示の追加について筆者が改変を行った。

たということである。

### 3) 「いわゆる人身売買」の原因

「いわゆる人身売買」の原因は、主に世帯の貧困、人権意識の欠如、性道德の乱れ、悪質な周旋人の増加にあるとされている。1950年から1年間の労働省の調査における「身売りの直接動機」をみると、「貧困」（37.1%）が最も大きな原因となっており、次いで、「求職中に甘言により誘拐」（20.2%）となっている（労働省婦人少年局 1953：56）。一方、東北と九州における長期欠席児童の情報から不当雇用慣行の実態を調べた1953年及び1954年の労働省の調査では、最も大きな原因となる「貧困」に次いで「本人の希望によるもの」が東北では25.6%（労働省婦人少年局 1954：35-37）、九州では「生活貧困のため本人が希望して」とあわせて18.8%となっている（労働省婦人少年局 1955：37-40）。労働省は、「甘言」や「本人の希望」についても、そもそもの条件として経済的困窮があると見做している（労働省婦人少年局 1955：40）と同時に、生活保護法によって扶助を受けている世帯であっても、その額が不十分なために子どもを前借金によって働かさざるを得ない状況を説明している<sup>(5)</sup>。

貧困に加えて、労働省では人権意識の欠如についても原因の一つとして挙げている。法務省人権擁護局の調査結果をもとに、「親が金を前借りして、そのかわりに子どもを何年かのきめで働きにや

(5) 調査からは、生活保護法によって扶助を受けている貧困世帯が東北では238世帯中42世帯で全体の18%（労働省婦人少年局 1954：32-33）、九州では858世帯中110世帯で全体の12.8%（労働省婦人少年局 1955：34-36）であったことが分かる。

るようなこと」について強く否定する者が、東京で35%、農村に至っては7%と極めて低いことを紹介する。また、「家が困れば仕方ない」「子どもが進んでゆくというなら」といった条件つきで認める者が大半で、全く否定しない者も農村では14%いることが、問題の解決を更に困難にしていると述べている（労働省婦人少年局 1953：69）。

また、戦後の「性道德の乱れ」についても原因の一つとして言及しており、調査ケースから「華美な服装にあこがれて、家出をしてまで特飲外へ身売りしたのも2、3にとどまらない」とし、「浅薄な虚栄心がわざわいして、性道德観まで失っている女性が多いことも、かなしむべき原因の一つといえると思う」とも述べている（労働省婦人少年局 1953：72）。

一方、警察庁関係者は、子どもを送り出す側の動機よりはむしろ、「悪質な周旋人が仲介して児童を一片の商品の如く、父兄保護者の手から離して雇用主に売却（人身売買）していたところに問題」（齋藤 1949：30）があると見做している。主に原因として強調するものや問題の性質の説明の仕方が担当省庁によって違うことは、現在の人身取引についても同様のことが言える。

#### 4) 被害者のその後

労働省において判明した被害者への具体的な対処法については「家庭復帰」が最も多く、全体の7割近くを占めている。しかしながら、次いで「現状維持」や「配置転換」などが対処方法として1割程度あったことは－もちろん、日本国籍を持つ就労可能な15歳以上の男女に限られていただろうし、当時はたとえ仕事内容が売春であっても違法とは見做されなかったことにも関係しているであろうが－現在の人身取引被害者への対応との大きな違いとして注目に値するだろう（表3）<sup>(6)</sup>。さらに、当時の労働省は、再び身売りをさせないようにするためには、親元へ返すと同時に経済的な援助が必要であることを指摘しているが、具体的な援助というのは額の不十分な生活保護法の適用のみであって、それすら適用になっていない人々が多かったことも併せて述べられている（労働省婦人少年局 1953：144-146）。

一方で、山形県児童相談所の報告（1949年調べ）によれば、親元の意向としては、「先方に依頼したし」が59名中34名で最も多く、「引き取ってもよい」と回答したのは11名、「帰宅させたい」はわずか2名、「子どもの意思尊重」は9名となっている（労働省婦人少年局 1953：146）。

さらに、当時、被害を受けていた、あるいはその可能性のあった子どもたちには、帰郷を希望しない者が多かった。例えば、九州地方の「不当雇用慣行」の調査によれば、該当者496名中268名（54%）が「帰郷希望なし」と回答している（労働省婦人少年局 1955：75）。理由としては、「家に帰っても生活が苦しいから」「帰っても仕方がない」「親元より衣食住が自由である」といったものが挙げられている（労働省婦人少年局 1955：72）。資料は、これらの子どもたちや親の意向が半ば無視される形で「家庭復帰」が行われていたことを示していると言えよう<sup>(7)</sup>。

(6) 第4回目の調査については実施されていたが、入手不可であったため、5回目を比較として用いた。

(7) しかしながら、単なる「家庭復帰」が功を為さないことは当時の行政関係機関も認めており、衆議院の行政監察特別委員会では、各関係機関の有機的活動による保護や、民生委員や児童委員等の人材の発掘と制度の改革、生活保護法の適用範囲拡大や前借金のために身売りを必要とする農、漁村家庭の厚生資金貸与と制度の確立などを

表3 被害者への対処

|         | 1950年7月-1951年6月 |        | 1952年7月-1953年6月 |        |
|---------|-----------------|--------|-----------------|--------|
|         | 人               | %      | 人               | %      |
| 家庭復帰    | 190             | 68.6%  | 533             | 66.3%  |
| 現状維持    | 27              | 9.7%   | 84              | 10.4%  |
| 配置転換    | 23              | 8.3%   | 49              | 6.1%   |
| 行方不明    | 13              | 4.7%   | 28              | 3.5%   |
| 児童相談所委託 | 5               | 1.8%   | 37              | 4.6%   |
| 保護施設収容  | 9               | 3.2%   | 18              | 2.2%   |
| 家庭裁判所委託 | 1               | 0.4%   | 33              | 4.1%   |
| 性病院入院中  | 3               | 1.1%   | -               | -      |
| 里親委託    | 1               | 0.4%   | 6               | 0.7%   |
| 警察一時保護  | 3               | 1.1%   | 3               | 0.4%   |
| 結婚、同棲   | 1               | 0.4%   | 8               | 1.0%   |
| その他     | 1               | 0.4%   | 5               | 0.6%   |
| 合計      | 277             | 100.0% | 804             | 100.0% |

出典：労働省婦人少年局編（1953）『年少者の特殊雇用慣行－いわゆる人身売買の実態－』p.145, 第17表及び労働省婦人少年局（1954）『年少者の不当雇用慣行－実態調査報告書（東北篇）－』p.271, 第13表。なお、表題、表の項目、体裁や％表示の追加について筆者が改変を行った。

他方、被害児童の保護について主に扱っていた厚生省あるいは福祉関係機関は、「いわゆる人身売買」の対処策の一つとして里親制度の適切な普及を推奨するに至っている。最初に人身売買事件が発覚した栃木県の児童課では実態調査を実施し、問題となっている児童には「現状に満足している」者が多いこと等の結果を踏まえて保護対策要綱を定めた（本田 1999：103）。厚生省では四次官通達として「親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されている児童の保護について」（昭和24年5月14日厚生次官、法務行政長官、労働次官、文部次官、連名・各都道府県知事宛通達）を出し、児童の福祉の保障のため保護対策の円滑な実施を呼びかけた（労働省婦人少年局 1953：123-124）。このなかで、具体的対処法としては「児童の意思を尊重することはもちろん」（労働省婦人少年局 1953：126）、親元に帰して、生活援護等の指導をする、他の適当な里親をみつけて児童を委託する、あるいは現在の家庭が里親として適格な場合には里親とし、「若干の適格条件を欠いているが、なお児童が幸福に養育されている場合（児童が働いている場合を除く）には、児童福祉司、児童委員等の指導監督のもとに養育を継続せしめること」（労働省婦人少年局 1953：127）と規定している。

1949年、厚生省は児童福祉法第30条「都道府県知事は、里親に、その委託した児童について、必要な報告をさせることができる」等について改正を行い、同居児童の届出について詳細に定めた（本田 1999：115-117）。厚生省にとっては、「いわゆる人身売買」は主に児童の家庭・養育問題であり、戦後の児童福祉における最初の大きな課題であった。

---

関係機構に対する行政監察として指摘している（労働省婦人少年局 1953：132-138）。

## 5) 問題のその後

労働省婦人少年局では、こうした「不当雇用慣行」に関する地方ごとの調査を1957年まで実施しており（報告書は1958年刊行）<sup>(8)</sup>、1959年には『年少労働の問題を探る』として当該問題のまとめを行っている。ただし、「いわゆる人身売買の被害者」を対象として、各関係機関が発見あるいは取り扱った事件を婦人少年室が調べたという一連の調査報告では、すでに1952年7月から1年間の調査において女子の占める割合が9割を超えており、「接客婦等売春関係に売られている者の多いことを裏書きする」とともに「年頃の娘が売られやすい」（労働省婦人少年局 1954：240）ことを示しているとの解釈が主流となってきた。

一方、この頃、売春関係に「売られる」者が多いだけでなく、女子の解雇や失業者の増加、デフレ政策などによって、農漁村都市の工場地帯や炭鉱地帯からの女性たちが供給源となり、売春ブームが巻き起こっていた（藤目 1999：381）。これを背景に、1948年、法務府は売春等処罰法案を第2国会に提出しているが審議未了となったため、1953年に再び当該法案を提出したが、これも国会の解散と共に廃案となった（労働省婦人少年局 1991：8；林 2008：30）。しかしながら、これらの法案は、赤線で実際に働く当事者たちにとっては失業と犯罪者化の一方的な通告でしかなかった。そのため、当事者側は従業員組合の発足準備を進め、1956年には東京都女子従業員連合会として結成大会を開催、失業保険や生活保護等の再検討などを要望した。こうした当事者たちの活動の結果、刑事罰ではなく行政罰と保安処分による処罰、保護更生について曖昧ながらも盛り込まれた法案が提出されることになったという（藤目 1999：396-398）。

労働省婦人少年局は、行政としてこれらの売春をめぐる動きに積極的に関わっていた。例えば1948年には、婦人少年問題審議会から労働大臣宛に建議書を提出したり、売春に関する世論調査の実施や基地売春についての日米合同委員会への出席を果たし、特別教育活動キャンペーンを複数回にわたって実施するなど「売春対策」に関する積極的な活動を行っている（林 2008：30-33）。

そして、このような動きのなかで、「人身売買」はしだいに「年頃の娘が売春関係に売られること」を示すようになり、女性の売春問題に吸収されていったのである。年少労働者の特殊雇用慣行問題として出発した「いわゆる人身売買」が、女性の売春問題として新たに位置付けられていったことは、性別に拘わらず労働省が主な原因として挙げたような「貧困」がなくなったのかどうか、売春関係以外の「不当雇用慣行」が本当に見られなくなったのかどうか、あるいは人権思想が拡がり、少なくとも男児を売る家庭はなくなったのかどうか、里親制度が適切に普及し、悪徳な周旋人が減少したのかどうかといったこととは別に、「人身売買」という現象に対するその後の行政および世間一般の理解を形作っていった。

売春防止法は1956年に成立し、58年に全面施行となった。赤線の女性たちの多くが非合法売春婦となり、政府の考案した売春防止法に抵抗してきた当事者組織は解体されることになった。藤目は、売春防止法の成立過程を詳細に分析し、赤線の女性たちの従業員組合は無自覚に業者に操られているものとして侮蔑されたまま敗北したと指摘している（藤目 1999：402）。結果として、売春をめぐる当事者たちの運動は「労働運動」であったとは見做されなかった一方で、売春目的の「人身売買」

(8) 脚注3参照。

については、売春防止法によって解決されたと思われるようになったのである。

国会図書館の検索サービスによれば、1960年代から1980年までに「人身売買」という検索用語で検索が可能な雑誌記事、和図書及び和雑誌新聞記事は、古代あるいは近世の「人身売買」に限られている。この時期は、高度経済成長や労働環境の整備が進み、「人身売買」という用語そのものが、日本社会一般において「昔のこと」として忘れ去られていた時期であったといえるのかもしれない。しかし、かつての「いわゆる人身売買」のなかでも「接客婦」の問題、その後の売春問題に係わってきた人々が買春観光や性の商品化等を引き続き問題化していくなかで、1980年代になると、79年より激増して年毎に大きな社会問題となりはじめていた資格外活動を行っている「ジャパゆきさん」（山谷 2005：70）の強制売春・管理売春を「現代の人身売買」<sup>(9)</sup>として認識するに至ったのである。

## 2 「ジャパゆきさん」への対応

### 1) ニューカマーの増加

外国人労働者問題、あるいはニューカマーの問題は、分野を問わず80年代半ばから活発に議論されるようになったが、70年代前半にはすでに外国人労働力の導入の是非をめぐる議論や、企業の「技術訓練」という名のもとでアジア諸国から雇い入れられた外国人が搾取されるという事件に対する警告を発する者等が現れていた。戸塚は、「研修」のために日本に招かれたシンガポールの少女が、現実にはそうした機会を与えられず、日本人より遥かに安い賃金で工場での単純作業に従事させられ、酷使されたという経験がシンガポールの新聞「南洋商報」に掲載されたことや、「日本医大学生新聞」の1973年9月22日号に掲載された、60年代後半に広がってきた韓国からの看護婦見習、准看研修生の問題について紹介しており、初岡同様、現在の外国人研修・技能実習制度の前段階における外国人労働者の「技術研修」の問題点を指摘している（初岡 1973：65-70；戸塚 1974：118-120）。

こうした外国人労働者に関する問題がポツポツと見え始めてはいたものの、これらの問題は、この後にやってくる「ジャパゆきさん」のような一大現象として社会問題化されることはなかった。その後、アジア人の入国の増加が顕著になり始めたのは1970年代後半である。法務省の統計によると、それまでは多くとも年間4万5千人程度の増加であったアジア人の入国者数は、1978年から1979年の1年間で9万人強、1979年から1980年の1年間では約13万人も増加している<sup>(10)</sup>。

当時、「ジャパゆきさん」と呼ばれたのは女性だけではなく、また東南アジア地域からの出稼ぎ労働者に限らなかった。大野（2008：467-476）は、国会図書館に所蔵されている週刊、月刊、季刊誌に掲載された「ジャパゆきさん」に関連する記事を対象とした分析を行っているが、「ジャパゆきさん」は、特定の国籍や特定の滞日形態をとった人々として描かれていたわけではないことを明らかにしている。例えば、バングラディッシュなど南アジア、パキスタンやイランといった中東地域からの男性労働者たちについて、小林や山谷は「じゃばゆきくん」あるいは「ジャパゆきくん」との

(9) 脚注2参照。

(10) 法務省「第2表 国籍別入国外国人（1950～2005）」参照。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001035550> [2010/07/09]。

呼称をもって記述しているし（小林 1988a：90-97；1988b：20-24；1988c：16-19；山谷 2005：58-69），野島は「男『ジャバゆきさん』」として言及している。彼らは，性風俗産業で「遊ぶ」日本人男性客たちには「既得権の侵害」とばかりに「外人客なんか，入れなければいいのに」（山谷 2005：68-69）と疎まれる一方で，一般には「外国人に働く場を提供すると，国内労働者が必ず被害を受ける」（野島 1987：118）として危険視されるなど，「労働市場を脅かす」あるいは「雇用秩序を乱す」存在として捉えられていた。

## 2) 性別・職種による対策・対応の違い

1980年代半ば頃から，女性の「ジャバゆきさん」については，売春問題や女性問題に取り組んできた団体などが「現代の人身売買」として問題化，男性の「ジャバゆきさん」については，特に賃金未払い等の労働問題に取り組むなかで，「カラバオの会」<sup>(11)</sup>などが対応をはじめるなどの動きが活発化した。

藤目は，男女の「ジャバゆきさん」問題，つまり滞日アジア人労働者という同じ問題をめぐり，当時の労働運動と女性運動とがいかにかみ合わなかったかについて指摘している（藤目・田崎 1997：126-127）が，それは，大野の雑誌分析にも見て取ることができる。

大野は，当時の雑誌記事のなかでも，女性誌は，家父長制の枠組みのなかで女性の「ジャバゆきさん」を日本人女性が手を差し伸べるべき存在として意味づけてきたと述べる一方，経済誌における記事のなかでは男女によって「ジャバゆきさん」の描かれ方に区別はなく，むしろ，「ジャバゆきさん」問題は男性出稼ぎ労働者問題の一部にすぎず，安価な労働力を提供する外国人労働者として対応されていたに過ぎないことを指摘している（大野 2008：472-473）。また，労働問題誌のなかでの「ジャバゆきさん」は，出稼ぎ女性の周縁に位置付けられ，出稼ぎ女性の脆弱性を示す典型例とされて，「『労働者』とは言い難い，全人格を商品として売買される存在と意味づけられる」と述べている（大野 2008：473）。

女性問題として，あるいは労働問題として「ジャバゆきさん」たちの状況を打開するために立ち上がり，支援を試みようとした側においては，こうした意味づけは自らの支援活動の方向性を定めるためのものでもあっただろう。そのなかで，「ジャバゆきさん」の性別や職種は，自らの支援対象を見極めるという意味でも大きな分類指標となっていたと思われる。異なる視点から社会を分析し，支援を行おうとする者たちにとって，「日本社会において男女の資格外就労者が増えている」という現象から見えてくる「問題」が違っていたことは，とりたてて不思議なことではない。とりわけ，藤目が指摘するように，娼妓運動的な発想から売春の非合法化は外せないものとなっていた女性団体側の視点（藤目・田崎 1997：129）からは，女性の「ジャバゆきさん」を強制売春・管理売春の劣悪な状況から救い出し，一時的な保護支援を提供することが支援目標だったのであって，売春の

(11) 1986年から87年に「越冬闘争」が行われていた時，年明けに一人のフィリピン人が活動の本部に相談に訪れ，それがきっかけで，彼の友人が次から次へと相談にやってくる。次第に外国人労働者の置かれている状況が明らかになり，話を聞いた，寿日雇い労働者組合のメンバーがこの重大さに着目し，広く市民への呼びかけをおこなって勉強会を重ね，87年5月の設立に至ったという。カラバオの会ホームページ参照。

<http://homepage3.nifty.com/kalabaw/kalintro.htm> [2010/07/09]。

対価が払われていないことや母国に送還された後の経済的支援、失業対策や就労対策など、労働問題の範疇に入る類の問題についてまで活動を範囲とはできなかったというのが実情だったのではないか。

一方で、この頃になると民間における活動の活発化に伴い、行政においても「ジャパゆきさん」を保護支援すべき女性、あるいは労働者としてどこまで対応していくべきかに関する判断が出されていく。1988年、労働省からは「労働関係法令は国籍・在留資格を問わず適用可能」との通達が出され、また、政府内には外国人労働者問題に関する委員会等もいくつか発足した（移住労働者と連帯する全国ネットワーク 2006：189）。ただし、同時に問題化していたオーバーステイの外国人に対する緊急医療の必要性については、厚生省が1990年、生活保護法の適用は定住・永住者に限られることを口頭指示し、92年には国民健康保険法適用範囲を入国時点で1年以上の在留資格を持つか、その見込みがある者に限定する通知を出した（移住労働者と連帯する全国ネットワーク 2006：98-99）。こうした「外国人」への対応については、性別や職種による差別化は特に見られない。

しかし、行政の対応のなかには、売春を強要されたり性風俗産業で働く女性の「ジャパゆきさん」たちのみを対象としたものもあった。1987年、支援団体の強い要請によって、厚生省は「いわゆる『じゃばゆきさん』の保護について」を出し、「当該女性を地方入国管理局が受け入れるまでの間、一時的に保護する必要がある場合に、各都道府県の婦人相談所で対応する」ことを決めた（林 2008：53）<sup>(12)</sup>。92年には、厚生省社会局生活課長名で各都道府県民生部主管部長宛に通知が出され、「外国人婦女子のうち、出入国管理および難民認定法の違反者については、基本的には入国管理局で対応すべきであるが、放置しておくで売春を強要される等女性であるがゆえの危害が加えられるおそれがあり緊急に保護を要すると認められ、かつ、他に適当な援助機関が存在しないときは、入国管理局への送致までの間、一時的に保護して、これらの危害から庇護してもさしつかえないこと。この場面においては、事前に入国管理局に連絡し、引取りが確実に見込まれる等一時保護の要件を満たしていることを確認すること」（吉田 1997：147；林 2008：53-54）と、条件つきではあるが、「放置しておくで売春を強要される等女性であるがゆえの危害が加えられるおそれ」がある女性の「ジャパゆきさん」に対する行政による保護支援が明文化されるようになった。

つまり、売春を強要されたり性風俗産業で働いていた女性の「ジャパゆきさん」たちは、婦人保護事業という枠組みでのみ対処されることになり、結果として他の産業に従事する男女の「ジャパゆきさん」とは別物として捉えられていく仕組みが強化されることになったのである。

### 3) 外国人労働者と「人身売買」

先に述べたように、行政においてだけでなく、支援者たちの間においても「人身売買」と外国人労働者の労働問題や搾取は別の問題であった。そもそも2つの路線において、異なった問題として支援活動に取り組んできた両者は、「外国人」を扱っているという接点において、「移住労働者と連

---

(12) ただし、「帰国費用または航空券を所持しており、2週間の滞在期間内に帰国が可能なる者に限る」とされている（林・慈愛会編 1997：146；林 2008：53）。

帯する全国ネットワーク」<sup>(13)</sup>などを通じて連帯するようになっていくが、男性の外国人労働者問題についても「人身売買」同様であるという認識を伴った活動はその後生まれがたかったようである。「放置しておく」と売春を強要される等女性であるがゆえの危害が加えられるおそれがある女性の「ジャパゆきさん」に対する行政の対応の差別化と、支援者側で共有されていた「人身売買」に関する認識は、2つの問題を繋げて問題化していくには大きな障壁となっていた。

1989年、入管法の改正により「研修」という在留資格ができ、1993年には技能実習制度ができたが、研修生・技能実習生はパスポートを取上げられ、契約とは別の仕事に従事させられ、様々な行動が制限され、きちんとした報酬が保障されない上にあらゆる名目のお金が報酬から差し引かれるといった実態が数年のうちに明らかになる。この問題に対しては、例えば「外国人研修生問題ネットワーク」などが取り組むようになったが、長年当該問題に取り組んできた川上は、2006年の時点において「研修生の問題が人身売買という感覚はあまりなかった」と述べている（川上 2007：109）。

行政の対応、支援者間にあった支援対象と活動範囲の「棲み分け」は、「人身売買」が「女性のみに起こる」あるいは「性風俗産業において起こる」問題であるという意識を更に強化し、ジェンダー・センシティブな支援やフェミニスト・プラクティスが重要視されるなかでの支援の力学とも相まって、支援者間にさえ、工場や建設などの領域において外国人の男女が抱えていた労働搾取問題と性風俗産業における外国人女性が抱えていた問題とを同次元で語ることをタブー視するような風潮を生み出してしまったようにも思われる。

### 3 不当雇用状況における「訓練」と「教育的効果」

ここまで、「いわゆる人身売買」から「現代の人身売買」として認識されることになった現象を辿るなかで、売春や性風俗産業以外の「人身売買」が見え難くなった背景を考察したが、ここで、その見え難くなった被害、例えば「女中」や男児の被害について、もう少し別の角度から考察を深めてみたい。

#### 1) 「女中」の行儀見習い

1940年代後半から50年代、「いわゆる人身売買」が次第に女性の売春問題として位置付けられ、売春防止法によって対処されていった一方で、当初はその一形態でもあった「女中」については、労働省及び公共職業安定所によって、労働問題の一環として「女中」の教育および労働状況の改善を目指す方向で対処されていった。労働省婦人少年問題審議会は、1954年、公立の家政婦研修所の建議を労働大臣に提出している。当時の同会婦人労働部会では、未亡人の福祉対策の一環として職業対策の問題を取上げていたが、その頃求人超過となっていた「家政婦」がその分野として認められ

---

(13) 1991年に「関東外国人労働者問題フォーラム」が関東で外国人問題にとりくんでいる団体によって開催され、96年には第1回全国フォーラムを開催、このとき、全国ネットワークをつくることが決められ、97年に「移住労働者と連帯する全国ネットワーク（通称：移住連）」が発足したという。移住連ホームページ参照。

<http://www.jca.apc.org/migrant-net/Japanese/Japanese.html> [2010/07/09]。

たのだという。1956年には、「家事サービス公共職業補導所」をつくり、家政婦養成事業をスタートさせている（清水 2004：186-187）。

1947年に労働基準法が公布された際には「女中」は適用外とされていたが、1950年代後半から60年代にかけて、各地の公共職業安定所が、「女中憲章」を制定するなど様々な方策を打ち出した（清水 2004：175）。労働時間、休息日、有給休暇、最低賃金、昇給、賞与、退職金、労災、あるいは「呼称は本人の名か愛称を呼ぶ」（清水 2004：177）といったことまで詳細に定めた上で求人募集を行い、求職者に対しても東京へ出る足がかりとして「女中」を選ばないように忠告したり、身元引受人をはっきりさせるなどの補導を職安が行ったという（清水 2004：177-178）。

そしてパートタイム制の導入とともに、未亡人、既婚女性、中年女性の典型的な職種として「家政婦」が位置付けられた1960年以降は、かつての「女中」を「いわゆる人身売買」の一形態であるとは見做し得ない状況がさらにつくりだされていった。日本社会において、「女中」が労働として認められ、子どもではなく成人女性の職業としての地位を確立し、労働環境がある程度整備されるようになったことは、児童を対象とした「いわゆる人身売買」を根絶するためには大きな進歩であった。だが一方では、こうした環境整備における大きな進歩と同時に、「女中」が日本社会のなかで歴史的に付随してきた意味そのものが、こうした職種を「人身売買」から分離していく作業を側面から支えていたと考えられるのである。

清水（2004：6-7）は、日本の「女中」が欧米諸国とは異なり、「行儀見習い」や「家事習得」といった教育的な役割を果たすと考えられていたこと、「女中奉公」は、自分より上の階層における作法や流儀を学ぶ数少ない機会でもあったことについて述べている。1959年、労働省婦人少年局では「住込家事使用人の実情」を調査しているが、そのなかで、「住込家事使用人」となった理由（複数回答）に「行儀見習いをしたいと思ったから」を挙げた者が38.8%で最も多い（労働省婦人少年局 1992：115）ことは、清水の説を裏付けている。「女中」を労働として、あるいは専門の技術を備えた職業として確立していこうという試みとともに、「行儀見習い」や「家事習得」といった教育効果が「女中」に付随していた（と思われていた）ことが、この職種において搾取の状況が起こっていても、「人身売買」とは認識させないような仕組みをつくりだしていたとみることもできるだろう。

## 2) 被害男児の「将来の希望」

他方、「いわゆる人身売買」と見做されていた「不当雇用慣行」に従事していた男児の被害については、その後どのようにして「人身売買」と別問題として切り離されていくようになったのだろうか。

先に見たように、労働省の調査では男児の被害は「農業」あるいは「その他」に多かった。東北地方を対象とした「不当雇用慣行」の調査では、雇用されていた当事者たちに「将来の希望」を聞いているのだが、「考えていない」と回答する者が最も多い一方で、「現在の仕事を通して自立していこうという意欲」（労働省婦人少年局 1954：61）が希望として特に多くなっていることが分かる。例えば、農業従事者であれば、「今のまま百姓になる」「立派な百姓になり、自立したい」（労働省婦人少年局 1954：60）、「農業で独立すること」（労働省婦人少年局 1955：79）などの回答が当事者から挙がっており、魚屋店員、こんにゃく店店員、そば屋見習い、菓子職見習い、修理工、漁師、トラック助手、理髪店店員、クリーニング職人など、様々な職種においても同様に、その職種を通し

た将来像が語られているのである（労働省婦人少年局 1954：60-61；1955：79）。

当該調査では、被害女兒にも同じ質問をしているが、女兒より男児の場合の方が「より現実的」で「具体性がみられる」（労働省婦人少年局 1954：61）こと、女兒の場合には「漠然とした希望である場合が多くその置かれている立場の相違を示している」（労働省婦人少年局 1955：78）ことを労働省は指摘している。つまり、男性の被害の場合には、「大人になったら」あるいは「技術を習得したら」独立できるという希望が残されている職種における被害が多かったのであり、女兒と同様に前借金や搾取的労働状況という「いわゆる人身売買」の共通点に苦しんでいたとしても、その環境自体を「職業訓練」として本人たちが捉えられるような要素を持ち合わせていたと考えられる。

女性の「接客婦」における被害が多数を占め、且つこれが最悪の形態であるとして対処されていたなかでは、「職業訓練」にも繋がるような男性の被害というものは、たとえそこに借金による拘束や苛酷な労働状況が残っていたとしても、もはや「人身売買」としては見做されない風潮が広がっていたのではないだろうか。

### 3) 外国人研修・技能実習制度と外国人看護師・介護士の受入制度

「教育的効果」あるいは「職業訓練」という要素が「人身売買」とも言えるような実態を覆い隠す役割を果たし得ると仮定すれば、外国人研修・技能実習制度はまさしくその一例となる。

研修制度及び技能実習制度の成り立ちやその仕組みに対する批判、改善のための提案は、90年代初頭よりNGOによってなされてきており（例えば、移住労働者と連帯する全国ネットワーク 2006：40-56）、ここで詳細には触れないが、両者が「外国人」と「日本人」との間にある経済格差、技術格差、教育格差等を利用した上での「研修」や「実習」を行う制度である限り、「人身売買」といいう実態が存在していても見逃されてしまう仕組みを併せ持っているといえるだろう。

こうした観点から考えれば、現在、インドネシアとフィリピンとの間で行われている外国人看護師・介護士の受入れといった制度についても、「人身売買」の一形態となる可能性はまさに否めないものである。

## おわりに

本稿では、戦後の日本社会において、「人身売買」がどのように対応されてきたのかを概観し、近年まで外国人研修・技能実習生のおかれている状況や労働搾取の形態をとる「人身売買」が認識されにくかった背景を考察してきた。「いわゆる人身売買」を定義した際には、売春や性風俗産業に特化していなかったにも拘わらず、その後の統計結果によって、それが女性の売春問題としての位置付けを得るに至ったこと、その背景に売春の禁止、非合法化を売春問題の解決方法の戦略として携えていた廃娼運動のパラダイム（藤目 1997：126-129）と、接客婦の争議等を労働運動あるいは労働問題の一部とは見做してこなかった歴史があったことが、売春目的の「人身売買」とそれ以外の労働目的の「人身売買」とを別問題として切り離すことに貢献したといえる。そして、そこを拠点として問題に取り組んできた人々が「ジャバゆきさん」の強制売春・管理売春を「現代の人身売買」として言及し、他の外国人労働者の問題とは別の問題であるとして問題化していったことが、日本

社会における労働搾取の形態を取る「人身売買」を問題として見做す時期を遅らせてきたと考えられるだろう。

一方で、「人身売買」ではなく、売春問題そのものに取り組みようとするなかでは、国際条約等において強調されていく「人身売買」や「強制売春」の陰で、「売春」それ自体に対する言及は次第に少なくなり、「とりわけ、『国際的』『組織的』ではない自国内の個人的な『成年』の『売春』は、触れてはならない腫物となっているように思われる」（野田 2008：254）と指摘する者もいる。日本だけでなく、国際的にも未だ主流となっている「人身売買」＝「性的搾取」の構図は、人身取引問題に取り組んでいく上でも、売春問題に取り組んでいく上でも、大きな足かせとなってしまっているように思われる。

日本においては、労働搾取の形態を取る人身取引被害者の認定は現在のところみられていないが、2010年の今なお「メイド」や「ベビーシッター」などを含み家事労働をその形態とする人身取引が世界各国で後を絶たないことに鑑みれば、日本にもそうした実態が全くないとは言い切れない。移住労働者と連帯する全国ネットワークでは、現在、海外企業の在日駐在員や在日公館関係者に雇われる外国人女性たちが、東京都を中心に3,000人以上存在すると推定している。彼女たちは個人として雇われており、労働基準法は適用されず、劣悪な労働条件で働くことを強いられていることが多いという（移住労働者と連帯する全国ネットワーク 2006：60）。ここには大きな人身取引被害の可能性が存在しているといえるだろう。

「人身売買」として言及すべき範囲をことさら大きくする必要はなく、また、大きな範囲でこれを定義していくことによって生まれ得る弊害もあるが、日本社会においても売春や性風俗産業以外のあらゆる形態における被害が発生する可能性を探っていくことは、国際問題である当該問題に取り組んでいく上では重要である。国連の人、とくに女性と子どもの人身取引に関する特別報告者であるエゼイロは、日本がパレルモ議定書の定義の要素をすべて含む明確な人身取引の定義を採用すべきであること、人身取引は労働搾取においても発生し、男性にも影響を及ぼすことを明確にすべきであることを指摘しているが（反差別国際運動 2010：17）、日本において「人身売買」としてこれまで言及されてきた事柄との繋がりを含みながらも、日本なりに人身取引の定義を定めていく必要があるだろう。

格差が広がり、貧困が増え、虐待が相次ぎ、雇用が不安定であるといわれる日本は、「いわゆる人身売買」が横行した時代にまで遡って問題の要因や発生状況を再確認し、国籍や性別に拘わらず、様々な要素がどのように結びつき、グローバル化された社会のなかで人身取引として現れ得るのかを改めて探るべき段階にある。パレルモ議定書の定義を参照しつつ、現代日本の文脈に当該問題を位置付けることが必要である。

（ささき・あやこ 日本学術振興会特別研究員）

#### 【参考文献】

移住労働者と連帯する全国ネットワーク『外国籍住民との共生にむけて NGOからの提言』現代人文社・大学図書、2006年。

大野聖良「「ジャパゆきさん」をめぐる言説の多様性と差異化に関する考察－雑誌記事の言説分析を

- もとにー』『人間文化創成科学論叢』11, 2008年, 467-476頁。
- 川上園子「外国人研修・技能実習制度－もう1つの人身売買？」反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)『講座 人身売買 ささまざまな実態と解決への道筋』解放出版社, 2007年, 100-120頁。
- 小林哲夫「じゃばゆきくんの生活と意見」『知識』11, 1988a年, 90-97頁。
- 小林哲夫「ジャバゆきクン生活白書」『朝日ジャーナル』[1988.9.2], 1988b年, 20-24頁。
- 小林哲夫「じゃばゆきくん 誤解と衝突の日本生活」『世界週報』[1988.11.22], 1988c年, 16-19頁。
- 齋藤勇「所謂「児童の人身売買事件」について」『警察時報』第4巻第6号, 1949年, 30-34頁。
- 清水美知子『＜女中＞イメージの家庭文化史』世界思想社, 2004年。
- 戸塚秀夫「日本における外国人労働者問題について」『社会科学研究』第25巻第5号, 1974年, 117-159頁。
- 野島年彦「雇用秩序乱す男「じゃばゆきさん」」『月刊 自由民主』1987年4月号, 1987年, 115-123頁。
- 野田博也「「売春」をめぐる国際的取り組みの沿革－国際連合の条約等に着目して」林千代編『「婦人保護事業」五十年』ドメス出版, 2008年, 243-258頁。
- 初岡昌一郎「日本資本主義と外国人労働者」『部落解放』第49号, 1973年, 65-70頁。
- 林千代編『「婦人保護事業」五十年』ドメス出版, 2008年。
- 林千代・慈愛会編『慈愛寮に生きた女性たち』東京創文社, 1997年。
- 反差別国際運動訳『人, とくに女性と子どもの人身売買に関する特別報告者 ジョイ・ヌゴジ・エゼイロ提出の報告書 (国際連合 A/HRC/14/32/Add.4)』(2010年7月3日現在), 2010年。
- 藤目ゆき『性の歴史学 公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版, 1997年。
- 藤目ゆき, 田崎英明(聞き手)「帝国のフェミニズム」『現代思想』第25巻第13号, 1997年, 125-139頁。
- 本庄しげ子『人身売買－売られゆく子供たち』同光社, 1954年。
- 本田久市「児童の人身売買事件とその対応」『草の根福祉』第30号, 社会福祉研究センター, 1999年, 89-135頁。
- 牧英正『人身売買』岩波新書, 1971年。
- 労働省婦人少年局『年少者の特殊雇用慣行－いわゆる人身売買の実態－』労働省婦人少年局, 1953年。
- 労働省婦人少年局『年少者の不当雇用慣行－実態調査報告書(東北篇)』労働省婦人少年局, 1954年。
- 労働省婦人少年局『年少者の不当雇用慣行－実態調査報告書(九州篇)』労働省婦人少年局, 1955年。
- 労働省婦人少年局「風紀についての世論 1953年3月調査」『戦後婦人労働・生活調査資料集第23巻 生活篇〔5〕風紀・売春』クレス出版, 1991年, 1-51頁。
- 労働省婦人少年局「住込家事使用人の実情－調査報告－1959年6月」『戦後婦人労働・生活調査資料集第16巻 労働篇〔16〕賃金・家事使用人』クレス出版, 1992年, 83-177頁。
- 山谷哲夫『じゃばゆきさん』岩波書店, 2005年。
- 吉田恭子「国際化時代における慈愛寮とその役割」林千代・慈愛会編『慈愛寮に生きた女性たち』東京創文社, 1997年, 1-47頁。